

補助金交付の流れ

申請者

大野城市

太陽光発電システム設置等契約
(平成24年4月1日以降の契約)

発電システム設置工事または物件引渡

電力需給契約締結

太陽光発電システム設置費補助金申請書提出

【提出書類】

- ① 大野城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 発電システムの設置等に係る契約書(写し)
- ③ 発電システムを設置した位置図(住宅地図など)
- ④ 設置した発電システムの写真
 - ◆ 建物と設置した発電システム全体がわかる写真
 - ・ 発電システムを設置した建物を特定することができること。
 - ・ 太陽電池モジュールが写っている必要は無い。
 - ◆ 太陽電池モジュールの写真
 - ・ 複数の方角に設置した場合は、数枚に分けて全ての撮影し、全ての太陽電池モジュールが確認できること。
 - ◆ パワーコンディショナの全体がわかる写真
 - ・ パワーコンディショナの全体が写っていること。
 - ◆ パワーコンディショナの銘板
 - ・ 型番や最大出力などが1枚に収まり、文字が読み取れること。
 - ◆ 売電メーターの写真
 - ・ 余剰電力販売用のメーターが1枚に収まっていること。
- ⑤ 発電システムのカタログなどの写し(太陽電池モジュールの型式と公称最大出力がわかるもの)
- ⑥ 太陽電池モジュールの型式及び公称最大出力を示す書類(様式第2号またはそれに類する書類)
- ⑦ 太陽電池モジュールの配置及び枚数がわかる図面(配置図例参照)
- ⑧ 発電システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し
- ⑨ 電力需給契約書の写し(九州電力㈱が発行する「太陽光発電からの余剰電力需給契約のご案内」)
- ⑩ 住民票(1ヵ月以内に発行されたもの)
※代理の方が申請される場合は、委任状が必要となります。
- ⑪ 市税に滞納がない証明(1ヵ月以内に発行されたもの)
※代理の方が申請される場合は、委任状が必要となります。
- ⑫ 請求書(補助金交付が否決された場合は返還しま

太陽光発電システム設置費補助金申請書受付
(令和3年3月31日まで受付)

申請内容の審査

補助金交付決定(通知の送付)

補助金支払い手続き

※ 補助金の支払いは、申請書受付日の翌月の25日ごろに、指定口座への振込手続きを行います。

交付決定通知受領

補助金受領

定期報告書(様式第6号)の提出(2ヵ年)

※ 定期報告書が提出されない場合は、補助金の返還を求められます。

報告書受理